

令和3年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本赤十字看護大学活動指針（学生用）

2021.7.13更新

レベル（大学基準）	レベルの判断基準	基準 （国、都道府県）		大学への入講 開館時間	図書館入館	教育 （授業・演習）	実習	大学院 研究活動	課外活動	窓口対応	施設利用・貸出
レベル0 感染対策行動の日常化と大学活動平常化		平常時	平常時	通常通り	通常通り	通常通り以上：遠隔授業を効果的に活用しながら、新たな教育活動	通常通り	・平常通り以上：遠隔授業の効果的活用と対面授業 ・感染対策励行、臨地研究活動可能	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1 感染対策行動の日常化と大学活動拡大	東京の総合判断で ・感染動向が安定している ・県の移動などの制約がない	ステップ3 クラスター歴があるか、または高リスクの施設を除き、入場制限等を前提としてすべての施設を開放	ステージ1 感染者が散発的に発生	感染対策の実施 通常通りの入講許可	感染対策の実施 通常通りの入館許可				感染対策に留意して活動可能		・感染拡大に留意して施設利用 ・授業開講に合わせて入講の人数制限を緩和 ・施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る ・学内関係者への貸出は許可
レベル2 感染対策の徹底による大学活動緩和	下記を総合判断 ①東京都の7つの目安に従った総合判断 ・感染者の実数は、検査数が増加しているため、以前との比較は困難 ・感染者数の上昇率 ②さいたま県の判断	ステップ2 クラスター歴がなく、3室になりにくい施設を緩和	ステージ2 感染者が漸増	・対面授業、図書館、情報処理室、学生ラウンジ、食堂等の施設利用者に限り入館許可 ・学外者は許可を得た人のみ入館可 ・対面授業以外の入構の際には、フォーム届出もしくは入構届を提出する	・学内（学生、教職員）および日赤関係、卒業・修了生の利用を可能とする	・授業は原則対面授業+遠隔授業 ・ハイブリッド型を活用	・十分な安全対策を講じ、実習施設との協議により、受け入れ可能な施設で実習を実施する ・学内演習+受け入れ可能な所で一部臨地実習=実習プログラムを実施する	・研究科教務委員会指針に即して遠隔授業+対面授業併用 ・感染対策励行、臨地研究活動可能	活動内容により、大学が許可した活動のみ可能	感染拡大に留意して窓口業務を実施 メール、電話の活用促進	・大学が許可した図書館、情報処理室、教室、ラウンジ、グランド等で人数制限を行った場所での利用 ・施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る ・学内関係者への貸出は一部許可
レベル3 感染対策の徹底による大学活動開始	①自粛要請の程度：政府、東京都は7つの視点での専門家による分析を踏まえて、必要に応じて、不要不急の外出の自粛といった注意喚起を呼びかけていくとしている。 ②市中感染者の比率など ③学生、保護者の不安感、通学範囲など 東京都、埼玉県などの限定的な緊急事態宣言発令または蔓延防止等重点措置	ステップ1 都民の文化的・健康的な生活を維持するうえで必要性の高い施設を緩和	ステージ3 感染者が急増	・対面授業、図書館、情報処理室等の施設利用者に限り入講許可 ・学外者は許可を得た人のみ入館可 ・対面授業以外での入構の際には、フォーム届出もしくは入構届を提出する	・学内（学生、教職員）のみ利用可 ・学外者は許可を得た人のみ利用可 ・座席数、入館数を制限				原則活動禁止 大学が許可した一部活動のみ可能		・大学が許可した図書館、情報処理室、教室、ラウンジ、グランド等で人数制限を行った場所での利用 ・施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る
レベル4 大学休講・緊急事態宣言下の活動	全国的な緊急事態宣言下	ステップ0 外出自粛の要請、施設使用停止の要請、イベント開催自粛の要請	ステージ4 爆発的な感染拡大	原則入構禁止 止むを得ない場合、届け出をして入講許可	・リモートサービスを中心とする ・ただし、状況に応じて許可を得た場合は、使用可能とする	原則的に遠隔授業とする。ただし一部の授業科目は対面授業可能とする	原則的に臨地での実習は控え学内実習とする。ただし学長が認めた一部の実習は許可する	大学院生の臨地での研究活動は原則的に中止。ただし研究科長が認めた一部の研究活動は許可する	全面活動禁止	原則中止、メールまたは電話の問い合わせのみ	禁止